

郡山市無料低額宿泊所届出等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の届出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 法第68条の2に規定する事業の開始の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 法第68条の3に規定する事業の変更の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）変更届（第2号様式）により行うものとする。

2 法第68条の3に規定する事業の休止又は再開の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）変更届（休止・再開）（第3号様式）により行うものとする。

(廃止の届出)

第4条 法第68条の4に規定する事業の廃止の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）廃止届（第4号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。